

東京農工大学連合農学研究科における長期履修申し合わせ

1. 対象者は、博士後期 3 年課程に在学する学生のうち、職業（非常勤の職にある者は、週 30 時間以上勤務していること。）を有している者及びその他学長が認めた者とする。
ただし、一般の学生については対象を除くものとする。
2. 申請資格は、修業年限で就学が困難であると認められる者とし、修業年限の最終年次以降に在学する者を除く。
3. 長期履修期間は、在籍年限を超えない範囲において、1 年単位で認めることとする。
4. 長期履修を希望する場合の申請時期については、下記のとおりとする。
 - (1) 新たに入学する者については、入学手続き時
 - (2) 東京農工大学連合農学研究科の構成大学（茨城大学、宇都宮大学）からの進学者については、進学手続き時
 - (3) 在学生のうち、4 月入学者については、長期履修の開始を希望する前年度の 2 月末とし、在学者のうち、10 月入学者については、希望年度の 8 月末
5. 長期履修を希望する場合は、事前に下記の書類を連合農学研究科長に提出し、学長の許可を得るものとする。
 - (1) 長期履修申請書（様式第 1 号）
 - (2) 在職が確認できる書類（勤務する会社等の書式による）
 - (3) その他連合農学研究科長が必要と認めた書類
6. 長期履修学生が、申請期間の短縮を希望する場合は、事前に下記の書類を連合農学研究科長に提出し、東京農工大学長の許可を得るものとする。
 - (1) 長期履修短縮申請書（様式 2 号）
 - (2) その他連合農学研究科長が認めた書類
 - (3) 申請時期は、4 月入学者については、長期履修が短縮となり長期履修を終了する年度（「短縮年度」という。）の前年度の 2 月末、10 月入学者については、短縮年の 8 月末
7. 修業環境等の変動又はやむを得ない事情により取りやめを希望する場合は、事前に下記の書類を申し出ることとする。
 - (1) 長期履修取りやめ申請書（様式 3 号）
 - (2) 申請時期は、4 月入学者は長期履修の適用が取りやめとなり通常の履修となる年度の前年度の 2 月末、10 月入学者は取りやめ年度の 8 月末
8. その他、本件に関する問い合わせは、東京農工大学連合農学研究科学生係に問い合わせるものとする。